

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年6月7日

横浜市契約事務受任者  
財政局長 横山 日出夫

1 契約の概要

山手町擁壁緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

横浜市中区山手町22-3、6

3 契約日

令和3年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和3年4月1日から令和3年5月28日まで

5 契約金額

2,200,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アウラ・シーイー 代表取締役社長 小澤 正彦  
所在地: 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル2F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和3年3月13日に財政局が所管する中区山手町22-3及び6の擁壁及び法面の一部が公道に崩落しました。公道に崩落した擁壁と土砂は中土木事務所発注の業者により撤去されましたが、残存している擁壁の一部が大きく歪曲していることを確認しました。当該擁壁は高さがあり公道に接しているため、歪曲箇所及び既崩落個所の即時の崩落防止措置を行わなければ、崩落により公道の通行人及び近隣の民家に被害を生じるなど市民生活の安全確保に重大な支障を生じる恐れがあるため、早急に擁壁の応急措置が必要となり、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本件対応について相談した各部署から紹介され、斜面地の工事の経験が豊富であり、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「株式会社アウラ・シーイー」を

選定しました。

9 所管課

財政局管財部管財課